

日火連短信

令和3年12月15日第188号

〒106-0041
東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

- ◎ 経済産業省より、10月15日付で火薬類の消費に係る技術基準の一部が性能規定化された旨の通知がありました。令和4年1月15日より施行されますので、お知らせします。
「火薬類取扱所の設置における特例の見直し」等われわれ火薬商にも関係の深いものもありますので、内容をご確認頂くようお願い致します。

経済産業省

20211011 保局第2号
令和3年10月15日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（通知）

今般、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「規則」という。）を改正し、消費に係る技術上の基準の一部について性能規定化を行いましたので通知します。

改正の内容については、下記の添付文書を参照頂きますようお願い致します。

別添1：火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について（改正の概要）

別添2：経済産業書令第73号

別添3：（官報）経済産業書令第73号

別添4：消費の技術上の基準 改正省令・例示基準対比一覧表

※ 別添2と別添3は同じ内容ですが、別添2はページ数が多いので別添3で内容をご覧頂く方がわかりやすいと思います。